

日本のバス事業と 日本バス協会の概要

夢を乗せて、未来へ走る
～便利に 安全に～

公益社団法人 日本バス協会

目次

I	バス事業の現状	1
II	身近で便利なバスへの取り組み	6
III	人と環境にやさしいバス・安全なバス	10
IV	バス事業に関する公的支援	14
V	日本バス協会の概要	16
VI	日本バス協会の主要事業	17
VII	貸切バス事業者安全性評価認定制度	20
VIII	都道府県バス協会	21

I バス事業の現状

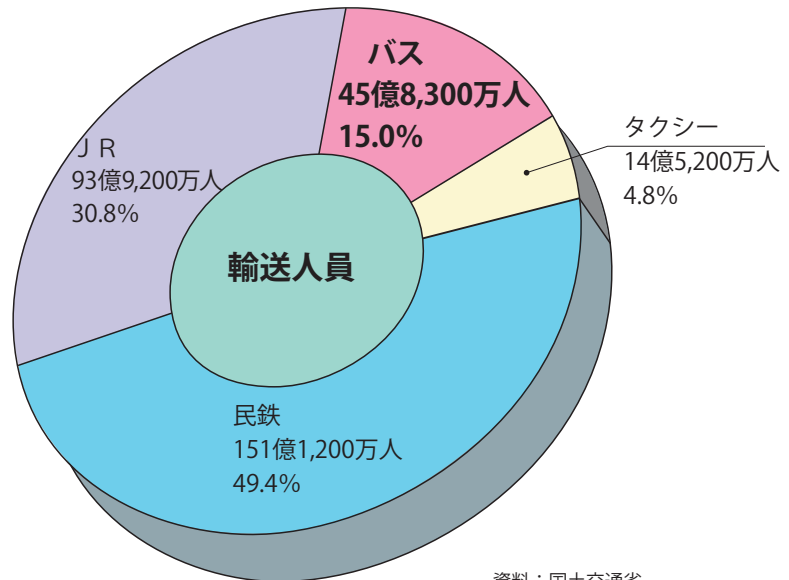
1 交通機関別輸送人員と営業収入

バスは平成 28 年度を通じて約 45 億 8,300 万人を輸送、これは総旅客輸送人員（305 億人）の 15.0% を占めています。1 日当たりの年間平均輸送人員は 1,250 万人余りを輸送しています。

陸上交通機関別輸送人員

合計
305 億 3,900 万人
(平成 28 年度)

乗合	42 億 8,900 万人
貸切	2 億 9,400 万人
計	45 億 8,300 万人



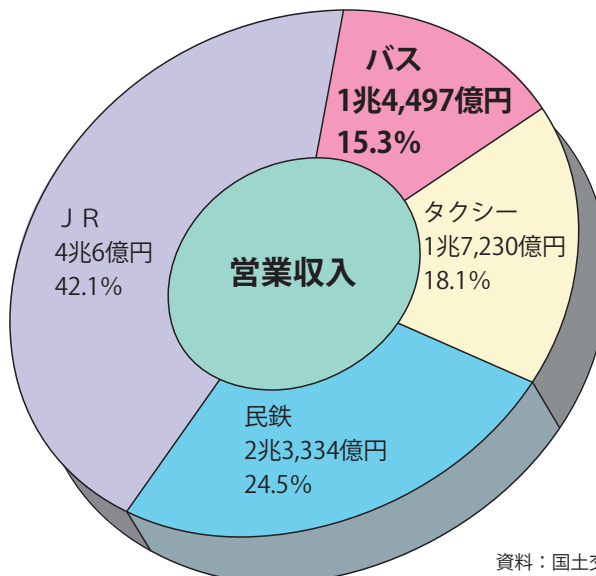
資料：国土交通省

バスの平成 26 年度の営業収入は公共交通機関（バス、タクシー、民鉄、JR）全体の 15.3% を占め、1 兆 4,497 億円になります。利用者の多様なニーズに応える事業者の努力にもかかわらず、地方の過疎化の進行、自家用自動車の普及等により利用者の減少が続き、営業収入は、低下傾向にあります。

陸上交通機関別営業収入

合計
9 兆 5,067 億円
(平成 26 年度)

乗合	9,698 億円
貸切	4,799 億円
計	1 兆 4,497 億円



資料：国土交通省

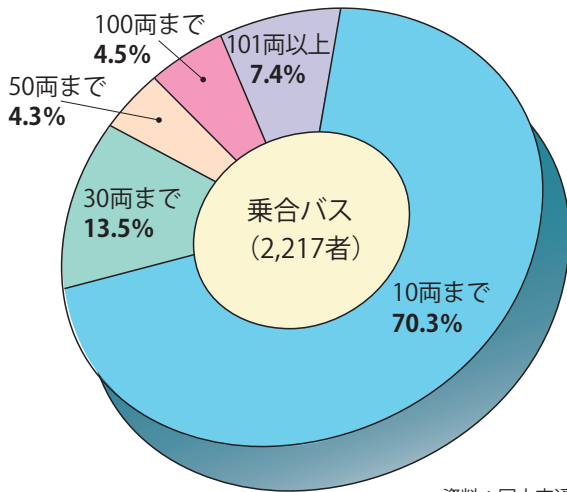
2 乗合バス

事業者の概況（平成 27 年度）

- ◎ 事業者数 2,217 事業者（民営事業者 2,192・公営事業者 25）
- ◎ 従業員数 108,263 人
- ◎ 車両数 60,352 両
- ◎ 輸送人員 42 億 8,852 万人

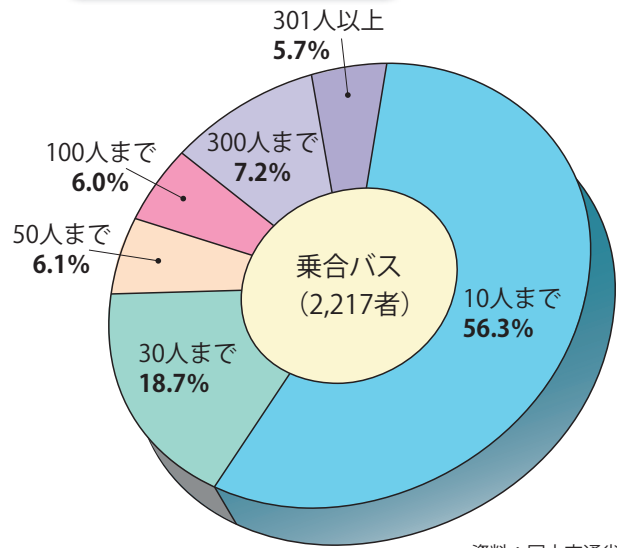
事業者の規模（平成 27 年度末）

車両数規模別事業者数の構成



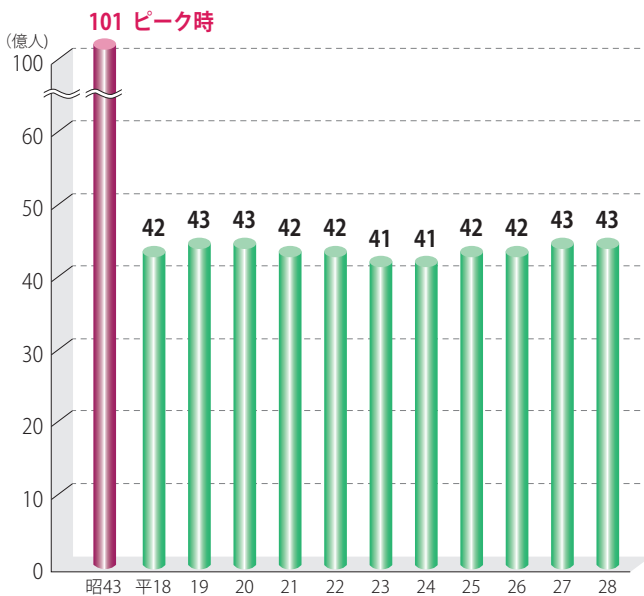
資料：国土交通省

従業員数別事業者数の構成



資料：国土交通省

輸送状況の推移（10 年間）



収支状況（平成 27 年度）

(単位：億円)

	大都市	その他地域	計
事業者数 (社)	82	166	248
収入	4,463	2,747	7,210
支出	4,323	3,111	7,435
損益	140	△364	△225
収支率 (%)	103.2	88.3	97.0
赤字事業者	23 (28.0%)	138 (83.1%)	161 (64.9%)

(保有車両数 30 両以上)
資料：国土交通省

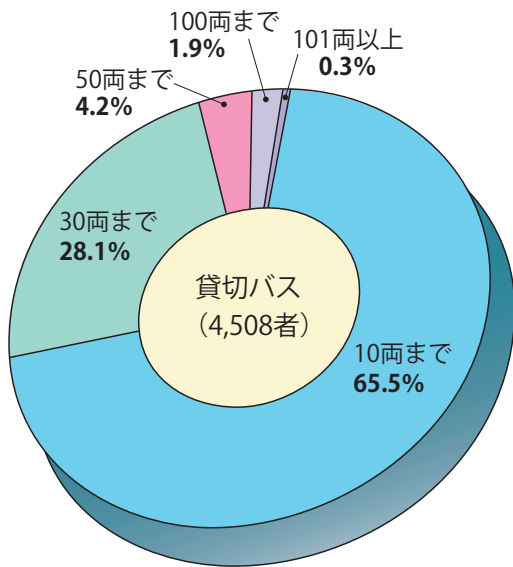
3 貸切バス

事業者の概況（平成 27 年度）

- ◎ 事業者数 4,508 事業者（民営事業者 4,489・公営事業者 19）
- ◎ 従業員数 71,361 人
- ◎ 車両数 50,182 両
- ◎ 輸送人員 2 億 9,444 万人

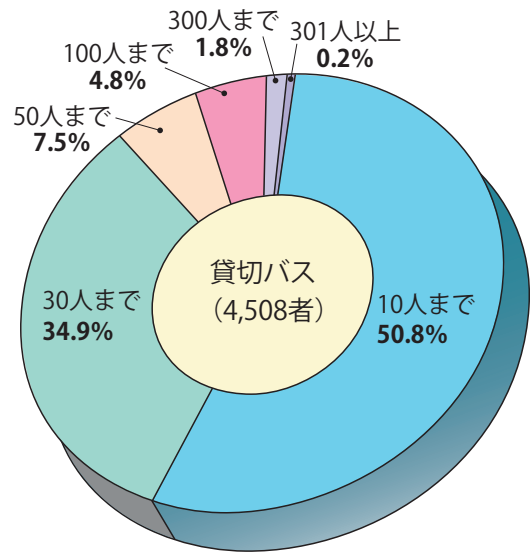
事業者の規模（平成 27 年度末）

車両数規模別事業者数の構成



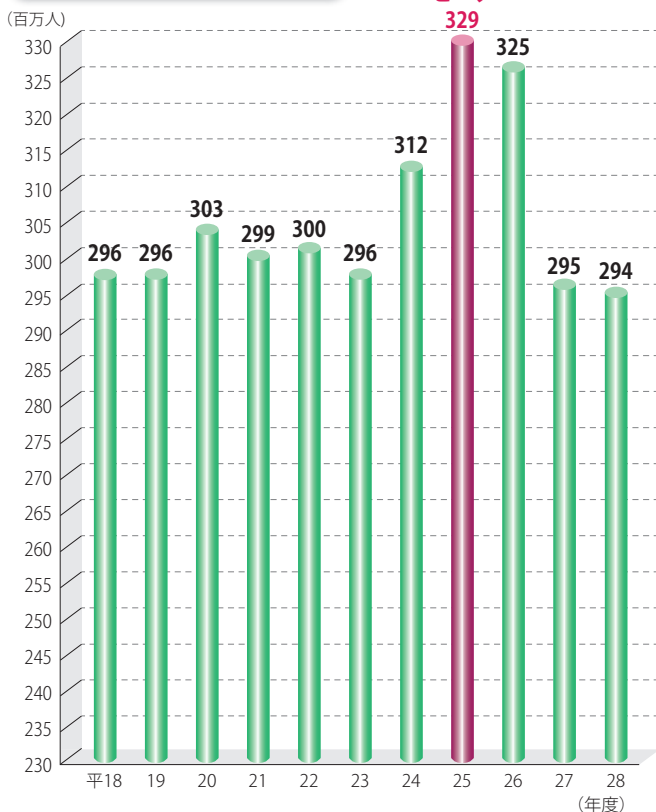
資料：国土交通省

従業員数別事業者数の構成



資料：国土交通省

輸送状況の推移（10 年間）



資料：国土交通省

収支状況（平成 27 年度）

(単位：億円)

	10両まで	11~30両まで	31両以上	計
事業者数 (社)	108	194	83	385
収入	97	559	991	1,647
支出	87	486	833	1,405
損益	10	74	157	241
収支率 (%)	111.9	115.2	118.9	117.2

※端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

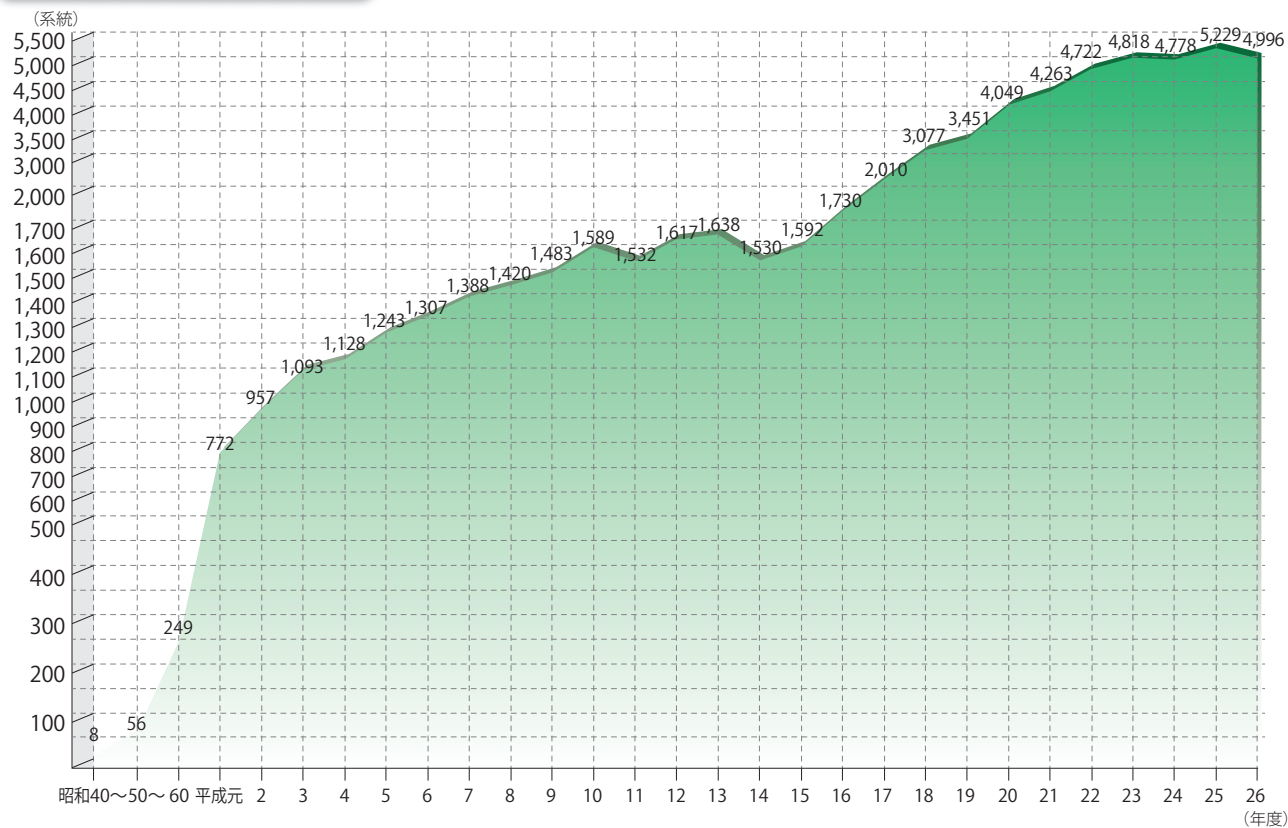
(車両規模別抽出)

資料：日本バス協会調べ

4 高速乗合バス

高速乗合バスは、高速道路網の整備とともに発展を重ね、現在では、系統数で5,000系統、輸送人員で1億人を超えるまでに至っています。他の輸送機関と比較して低廉な運賃、夜行便における時間の有効活用等のメリットに加え、ネットワークの整備や車両のグレードアップによるゆとりある座席空間の提供等により順調に伸びてきており、今後も期待される分野となっています。

高速乗合バスの運行系統数の推移

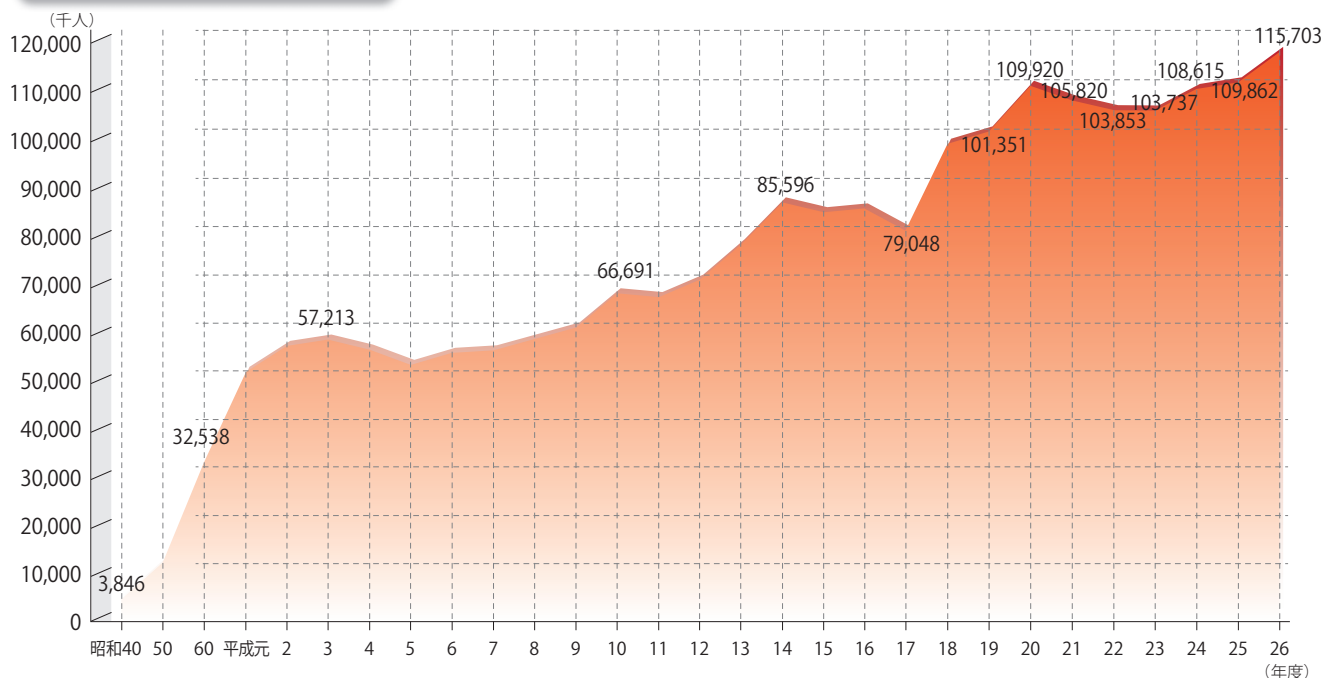


(注) 高速乗合バス：平成18年度までは、当該系統距離の半分以上を高速自動車国道、都市高速道路及び本四連絡道路を利用して運行する乗合バスとし、平成19年度からは系統距離が50km超のものを高速乗合バスとした。

運行系統：Aを起点として定められた各停留所を経由してBの終点までの運行区間をいう。(例 ○○駅～○○駅～○○市役所)

資料：国土交通省

高速乗合バスの輸送人員の推移

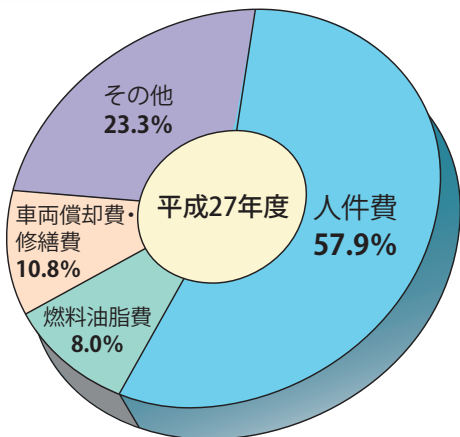


資料：国土交通省

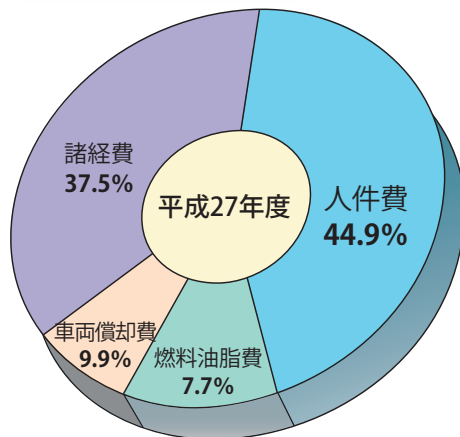
5 バス事業の原価構成

バス事業は人件費が原価の57.9%と最も大きな割合を占めている労働集約型の産業です。燃料油脂費（軽油など）も割合が増える傾向にあります。

乗合バス（平成27年度）



貸切バス（平成27年度）



6 バス運転者

バス事業をめぐる厳しい経営環境の中、優秀な乗務員の確保は、バス事業にとって事業経営の根幹をなす重要な課題です。このため、労働条件の改善や運行管理を適正なものとするための労働環境の整備に取り組んでいます。

日本バス協会では、運転者人材確保対策事業として、平成28年度より運輸事業振興助成交付金事業（中央事業）として、「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」を開始しました。（1名当たり5万円、1事業者当たり50万円を限度）

大型第二種運転免許保有者数の推移（年齢構成別）



運転者数（平成26年）	女性運転者割合（平成27年）
<ul style="list-style-type: none"> 乗合バス 84,325人 貸切バス 48,314人 資料：国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> バス 1.7% タクシー 2.5% トラック 2.4% 全産業 43.5%
バス運転者と全産業労働者の年間労働時間（平成28年）	バス運転者と全産業労働者の所得（平成28年）
<ul style="list-style-type: none"> バス運転者 2,520時間（平均年齢：49.9歳） 全産業 2,124時間（平均年齢：42.2歳） 資料：厚生労働省・賃金構造基本統計調査資料	<ul style="list-style-type: none"> バス運転者 448万円 全産業 490万円 資料：厚生労働省・賃金構造基本統計調査資料

Ⅱ 身近で便利なバスへの取り組み

1 BRT（連節バス）

連節バスは、大量輸送のために車体が2連につながっているバスです。PTPS や専用レーンの整備などとあわせて BRT (Bus Rapid Transit) といわれる交通手段として期待されています。現在、神奈川県「ツインライナー」"湘南台駅西口～慶応大学" 間、"厚木バスセンター～厚木アクスト" 間、千葉県「シーガル幕張」"幕張本郷駅～幕張新都心" 間、岐阜県「清流ライナー」"JR 岐阜駅～岐阜大学病院" 間、"岐阜市内ループ線"、兵庫県「オレンジアロー連 SANDA」"三田駅～関西学院大学" 間、"新三田駅～テクノパーク" 間、新潟県「ツインくる」"新潟駅～青山" 間、滋賀県「JOINT LINER」"南草津駅～立命館大学" 間、福岡県「Fukuoka BRT」"天神～博多駅～ウォーターフロント地区" で運行されています。



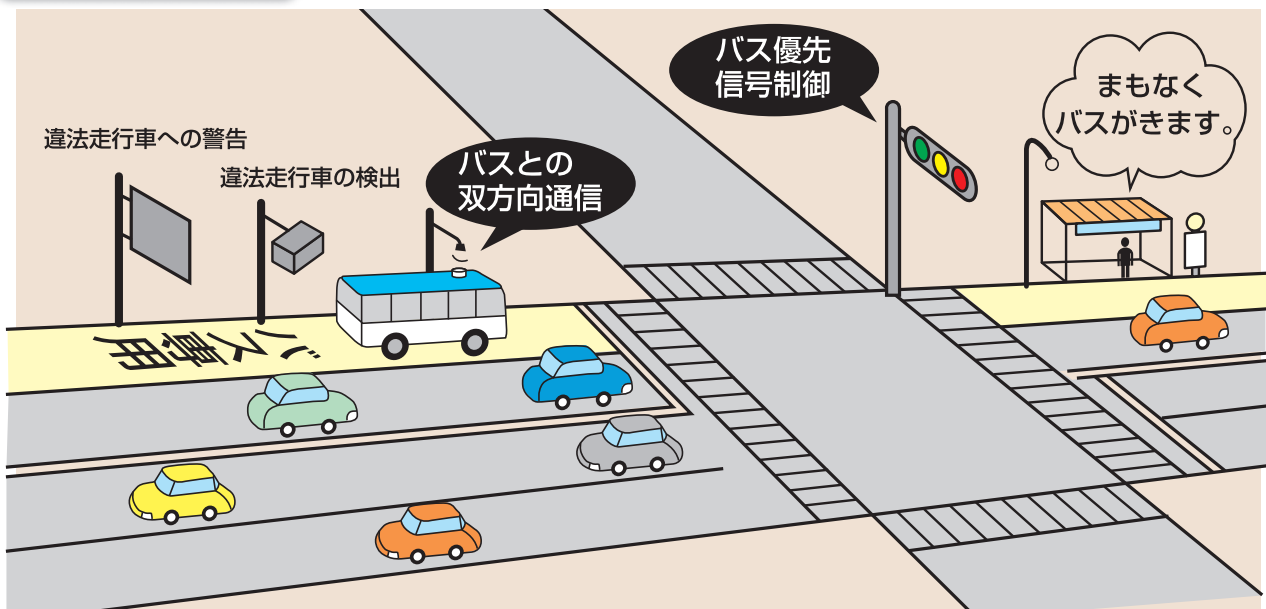
福岡県で運行されている連節バス

2 公共車両優先システム（PTPS）

バスの定時性確保と走行速度の向上によるバスの利用促進、自動車排出ガスの低減を図ろうとするもので、バスが交差点に近づくと、手前に設置された光ビーコン（光学式車両感知器）が、バスの接近を感知し進行方向の信号機に対して、赤信号の短縮又は青信号の延長を指示し、バスの運行を円滑にするシステムです。

また、バス専用レーンに設置された違反車両認識装置により、バス専用レーンを走行する違反車両を検出し、前方にある情報板にて警告を行い排除します。

PTPSシステムイメージ



3 ICカード

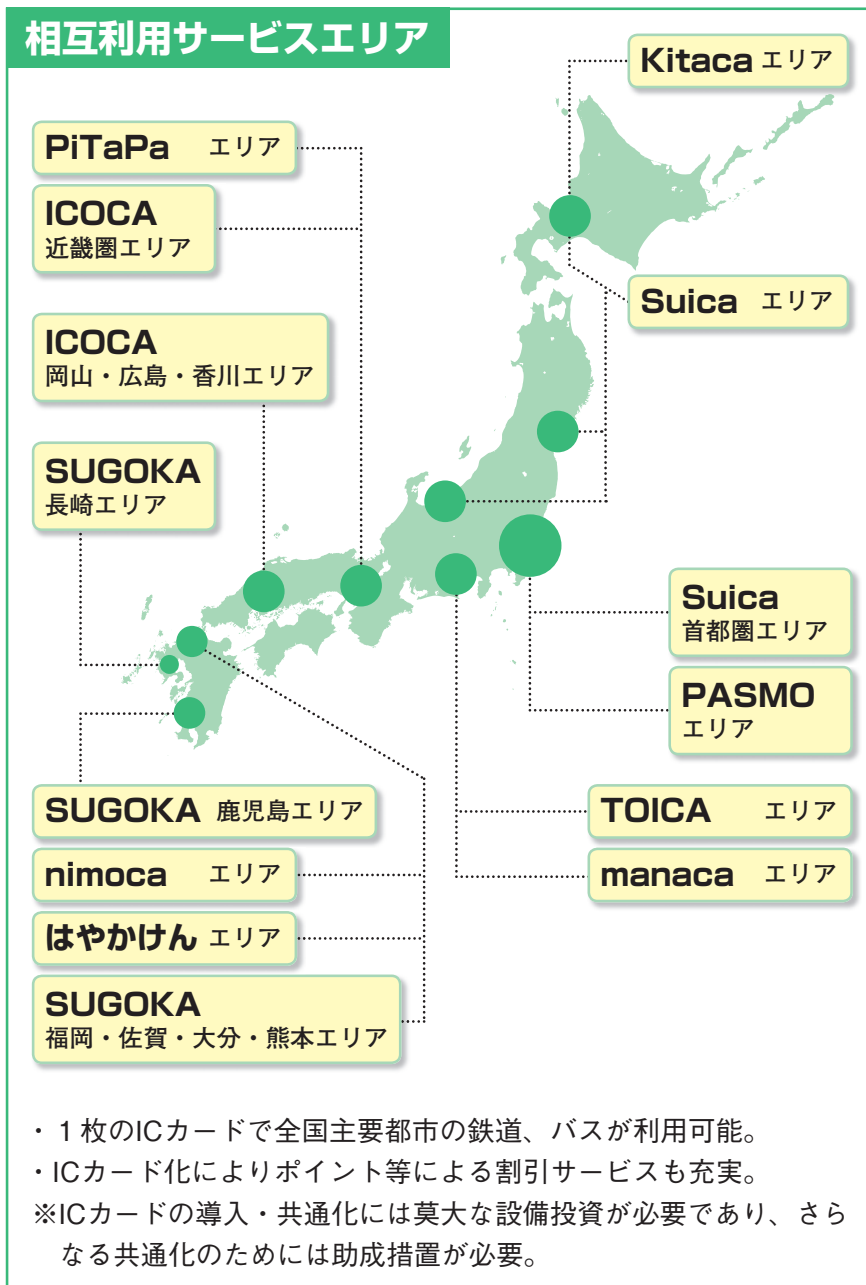
ICチップが内蔵されたICカードは、定期入れに入れたままカードリーダーにかざすだけで運賃収受が可能のため、利用者の方や、乗務員の負担が軽減されます。

さらに、主な公共交通機関が1枚のカードで利用できることから、利用者の減少が続いているバス事業者にとっては利用者の増加が期待されています。

平成29年4月1日現在、全国で214事業者が導入しています。



※関東地方を中心とする鉄道、バス事業者は、平成19年3月にICカード、PASMO（パスモ）を導入し、多くの利用者から要望の大きかった全国ICカード共通化が平成25年3月に実現した。



4 コミュニティバス

コミュニティバスは、自治体や地域住民が主体となって、交通空白地域・不便地域の解消等、地域住民の利便向上のために中小型車両で、運賃・ダイヤ等を工夫して運行するバスです。

浜松市「く・る・る」

- 事業主体 浜松市
- 運行事業者 遠州鉄道株式会社
- 運行区域 浜松市中心市街地
- 関連HP <http://bus.entetsu.co.jp/service/kururu/index.html>



●愛称「く・る・る」は中心街を「くるくる」まわり、すぐ「来る」という意味



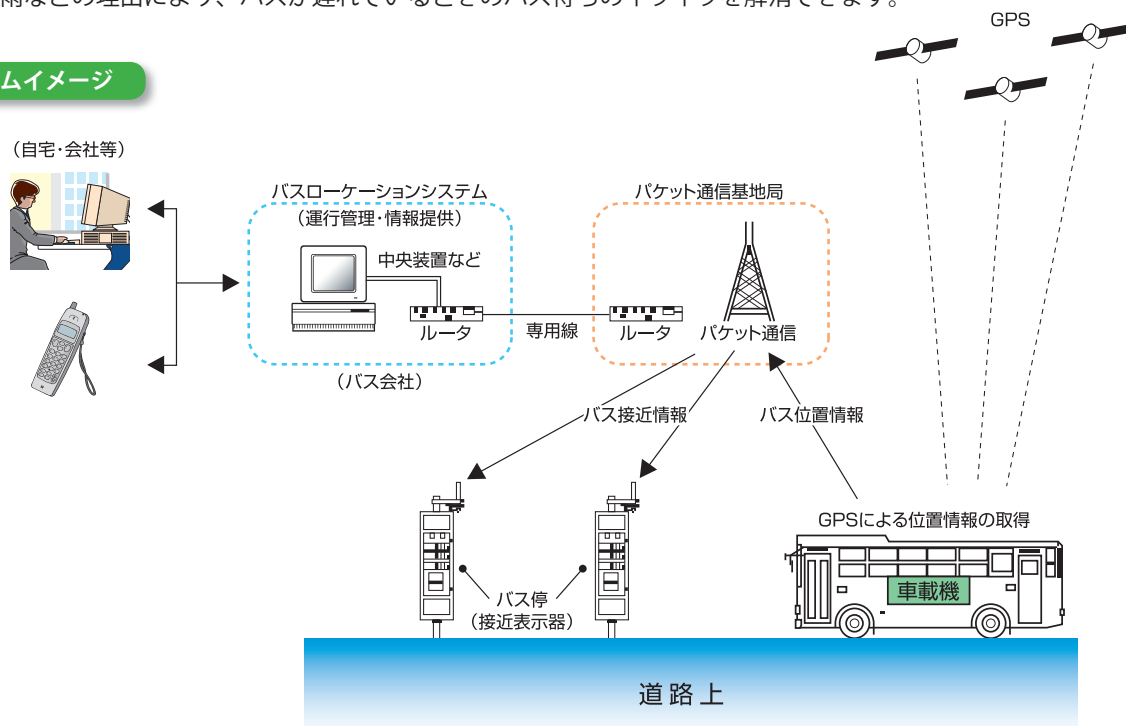
事業概要

- 路線：2路線（北、南ループ）
- 運賃：一日乗り放題 大人 200 円、子供 100 円
浜松駅発着の遠鉄バス定期券を持っている場合は無料で乗車できる。
- その他の特徴：
 - ・ICカード「ナイスパス」利用可
 - ・9時台から17時までの間、30分間隔で運行
 - ・定員25名（乗務員1、座席14、立席10）
- 運行開始：平成14年5月

5 GPSによるバスロケーションシステム

GPSバスロケーションシステムとは、GPS（人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを割り出すシステム）を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステムです。渋滞や雨などの理由により、バスが遅れているときのバス待ちのイライラを解消できます。

システムイメージ



東急バスの導入事例

- GPS を活用したバスの位置情報をパソコンやスマートフォンに配信し、利用者にバスの待ち時間や所要時間を提供。
- GPS の位置情報を使用して、バスの運行管理にも活用。



スマホ画面



パソコン画面

Ⅲ 人と環境にやさしいバス・安全なバス

1 人にやさしいバス

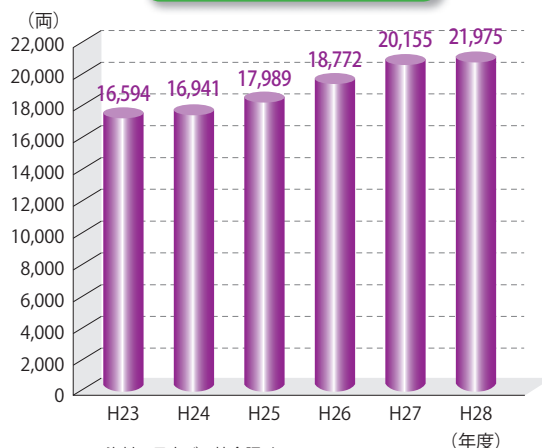
■ノンステップバス

床面を 30cm ほどまで下げた、乗降口にステップ（階段）がないバスです。

ほとんど足を上げずに楽に乗り降りできるので、車椅子の方に限らず、高齢者の方、スカートの女性、身体の小さな子供等、皆様に大好評のバスです。



ノンステップバス車両数



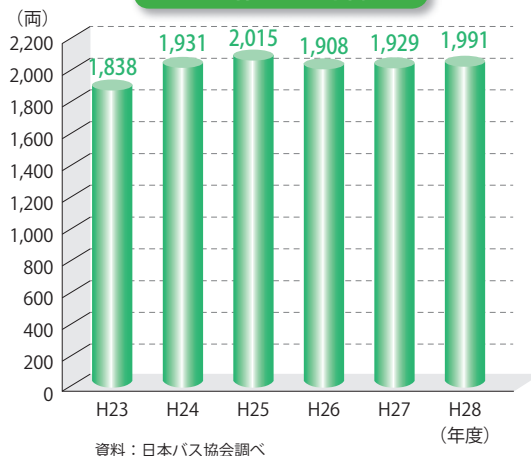
■リフト付きバス

バスに車椅子昇降用のリフトが付いているので、車椅子のままバスに乗り降りできるバスです。

車椅子を使われている身体に障害をお持ちの方や、高齢者の方には大変ご好評をいただいております。



リフト付きバス車両数

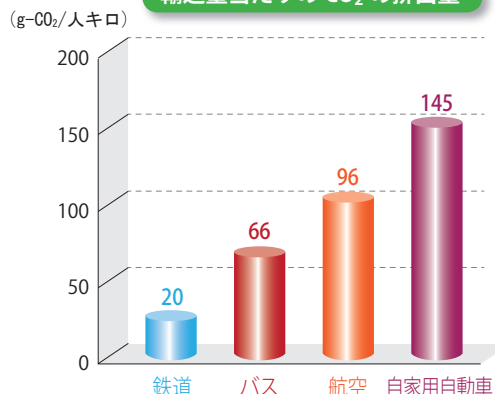


2 環境にやさしいバス

■公共交通の利用促進でCO₂排出量削減

バス・鉄道などの公共交通機関は大きな車体を動かすので多くのエネルギーを必要とします。しかし、一度に多くの人を運ぶことができるので、エネルギー効率がよく、輸送あたりのCO₂の排出量が少ない乗り物です。地球温暖化への影響を抑えるためには、公共交通機関の利用を促進していくことが重要です。

輸送量当たりのCO₂の排出量



■ハイブリッドバス

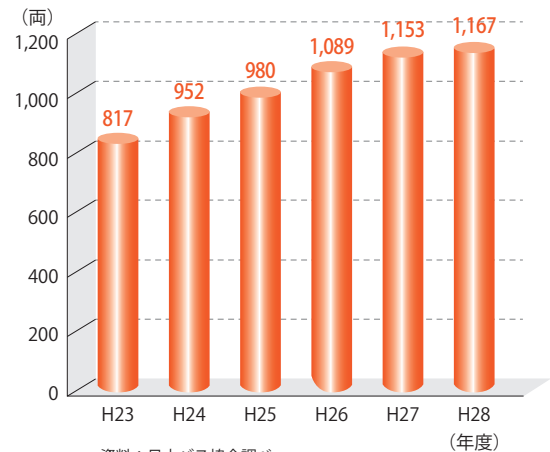
電気によるモーターとディーゼルエンジンを併用して走行するバスです。

ブレーキの時のエネルギーを電気に変えて蓄電し、発進時や加速時にディーゼルエンジンと併用しながら走行します。

スムーズで安定した力強さに加え、発進時・加速時に使われる燃費・排出ガスの減少効果があります。



ハイブリッドバス車両数



資料：日本バス協会調べ

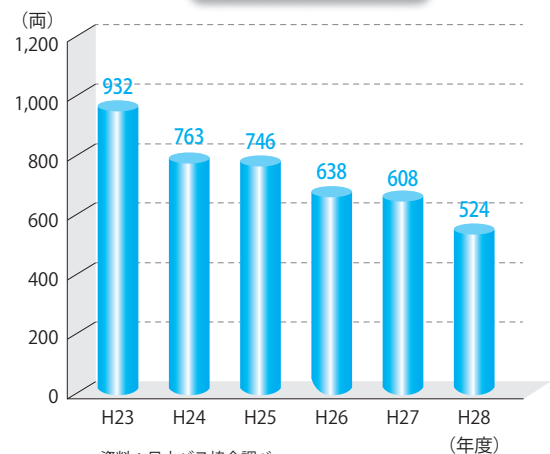
■CNGバス

圧縮した天然ガスを燃料としているバスで、一般のディーゼルエンジンのバスと比べ、走行時のエンジン音が静かです。

排出ガスの環境面でも、東京都条例等による規制対象のPM（粒子状物質）はゼロ、NOx（窒素酸化物）もディーゼル車に比べて70%以上低減という地域にも環境にもやさしいバスです。



CNGバス車両数



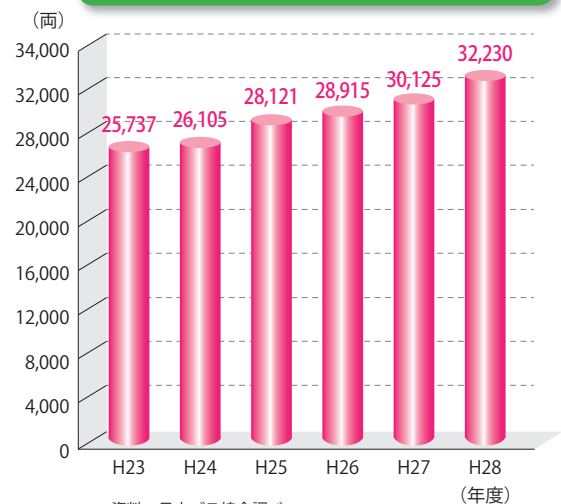
資料：日本バス協会調べ

■アイドリングストップ装置付きバス

渋滞する道路や信号待ちの交差点、バス停留所等で、一定の時間が経つと自動的にアイドリング（エンジンの低速回転）を停止する装置を備えたバスです。

アイドリング1分間で軽油を約30cc節約できるので、環境面に限らず経営面にも貢献しているバスです。

アイドリングストップ装置付きバス車両数



資料：日本バス協会調べ

■電気バス

電気エネルギーを動力源とするバスです。走行中に二酸化炭素や粒子状物質を排出しないゼロエミッション自動車として、環境性能が特に優れています。

環境省、国土交通省等の補助金の活用により、自治体、バス事業者に導入されています。



岩手県北自動車（宮古駅～奥浄土ヶ浜を運行）

社内モニター

3 安全なバス

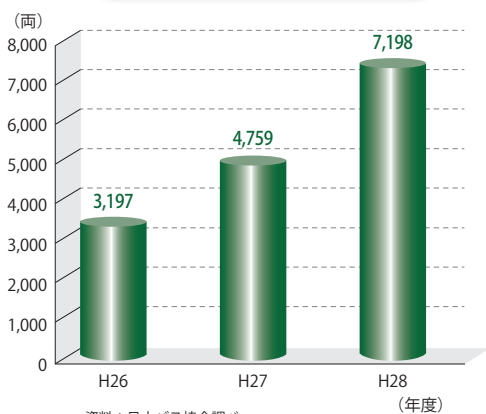
■衝突被害軽減ブレーキ装備車

レーダーにより先行車との距離を常に検出し、追突の危険性が高まると音などにより警報し、ドライバーにブレーキの操作を促します。また、追突の可能性が高い場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を抑えます。

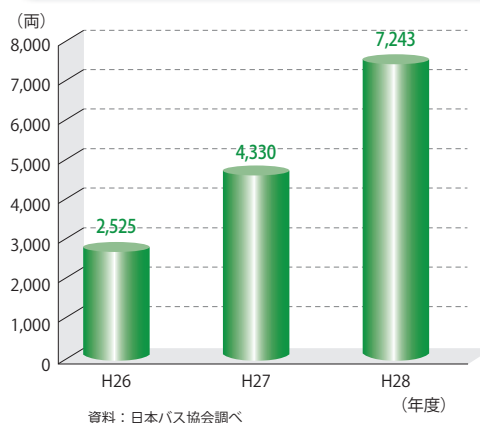
■車線逸脱警報装置付きバス

走行車線をカメラ（画像センサー）がとらえ、車線から逸脱した場合に車線中央に戻す操作をするように、運転者に警報で注意喚起します。

衝突被害軽減ブレーキ搭載車



車載逸脱警報装置付きバス（後付装置を含む）



■ドライバーモニターカメラ装備車

運転者の前方不注意による事故を防止するため、運転者の顔向きや目蓋の開閉状態などをモニターカメラで常時確認し、警報で注意を喚起します。また、衝突の可能性のある場合はブレーキをかけ、衝突時の速度を抑えます。

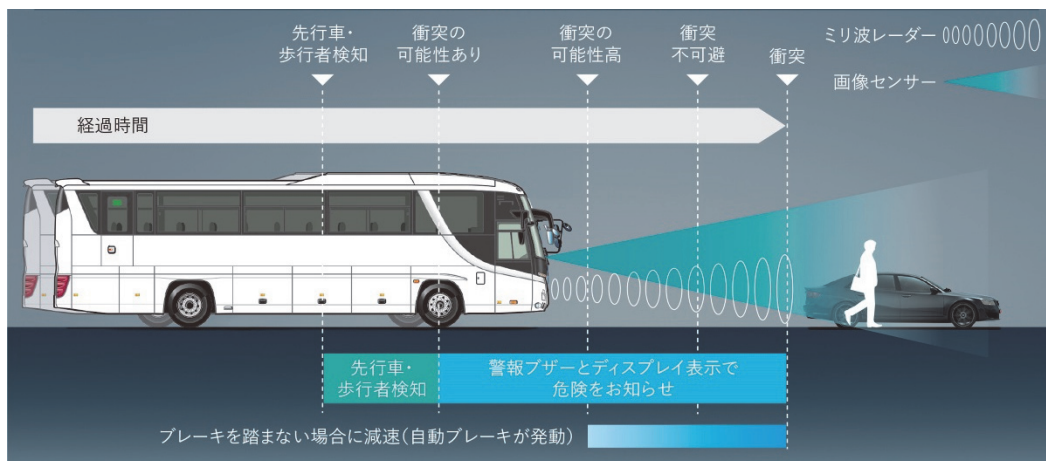
ドライバーモニターカメラ



ドライブモニター：わき見や目蓋の状態を検知し、
警報で注意を喚起



モニターカメラがドライバーの
運転状態を確認



IV バス事業に関する公的支援

■公共輸送機関の維持と国の取組み

交通政策基本法

交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするための法律。平成 25 年 11 月 27 日に成立、同年 12 月 4 日に公布・施行。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

平成 19 年 10 月施行。平成 26 年 11 月の改正において、地域公共交通網形成計画の作成制度を創設。また、地域公共交通再編事業を創設し、同事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の認定制度を創設。

- ・地域公共交通網形成計画策定件数：303 件（平成 29 年 6 月末）
- ・地域公共交通再編実施計画認定件数：15 件（平成 29 年 6 月末）

■国の支援措置

地域公共交通確保維持改善事業（平成 29 年度予算 214 億円の内数）

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）が解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。

（上記のほか、東日本大震災におけるバス交通等生活の確保・維持のため、復旧・復興対象に係る経費として、復興庁に計上される 14 億円がある）

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（平成 29 年度予算額：85 億円の内数）

訪日外国人旅行者 4,000 万人、6,000 万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進する。

自動車運送事業の安全総合対策事業（平成 29 年度予算 1,140 百万円の内数）

事業用自動車総合安全プラン 2009 の目標達成に向け、先進安全自動車（ASV）の導入、過労運転防止に資する機器の普及、デジタル式運行記録計の導入、社内安全教育の実施に対して支援。

地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進（平成 29 年度予算 644 百万円の内数）

地域の計画と連携し、自動車運送事業者等による次世代環境対応車への買い換え促進等を図るため、次世代環境対応車の導入を行う者に対し、普及の段階に応じた支援を行う。

■税制優遇措置

自動車取得税（地方税）

- ・営業用の自動車 2%（自家用 3%）
- ・バリアフリー車両（ノンステップバス・リフトバス）については新規登録時の自動車取得税を一定額控除（平成 31 年 3 月末まで）
※ノンステップバスは 1,000 万円控除
- ・都道府県条例で定める路線で使用する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置（平成 31 年 3 月末まで）
- ・エコカー減税については燃費基準を見直しの上、2 年間延長（平成 31 年 3 月末まで）
- ・衝突被害軽減ブレーキと車両安定制御装置の両方を装備した車両は取得価額から 525 万円控除（どちらか一方のみの場合は 350 万円）（平成 31 年 3 月末まで）

自動車税（地方税）

- ・営業用バス 乗合（50人超～60人以下）20,000円（自家用57,000円）
貸切（40人超～50人以下）38,000円（自家用49,000円）
- ・自動車税のグリーン化特例
新規登録から11年以上経過した営業用バス車両への10%重課の免除

自動車重量税（国税）

- ・営業用バス車両は車両総重量1tあたり2,600円/t（自家用4,100円/t）
※一般的な大型路線バスは車両総重量14～15t程度、大型貸切バスは15～16t程度
- ・バリアフリー車両（ノンステップバス・リフトバス）については新規登録時の自動車重量税が免除（平成30年4月末まで）
- ・エコカー減税については燃費基準を見直しの上、2年間延長（平成31年3月末まで）
- ・衝突被害軽減ブレーキと車両安定制御装置の両方を装備した車両は75%軽減（どちらか一方のみの場合は50%軽減）（平成30年4月末まで）

所得税・法人税（国税）

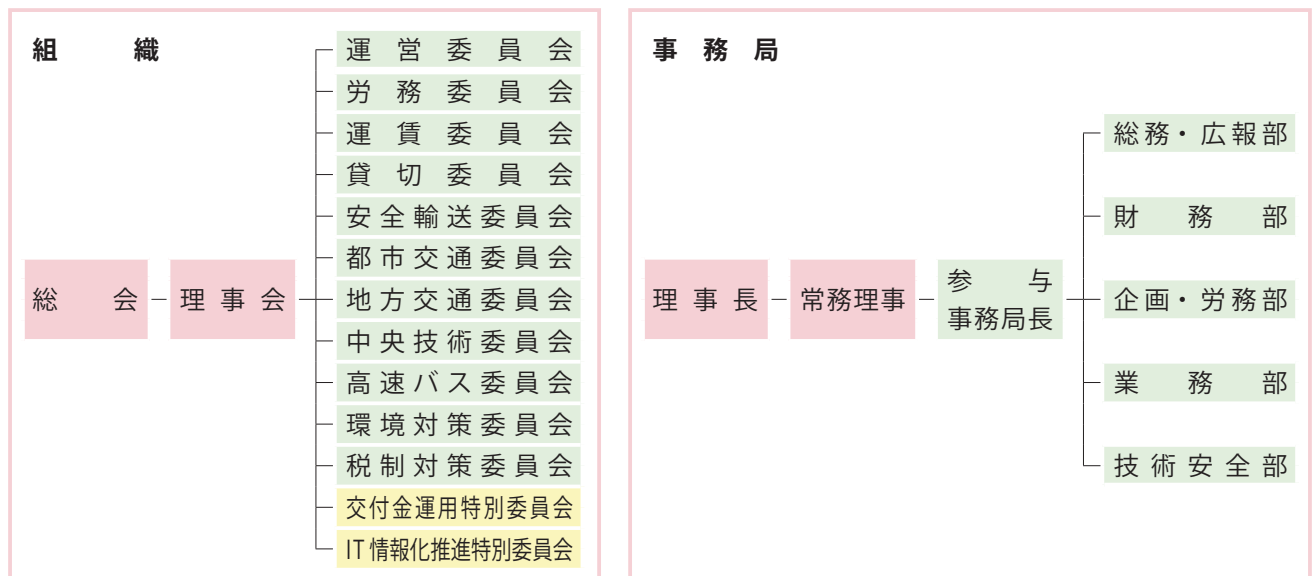
- ・グリーン投資減税
平成31年3月31日までに取得した以下の設備について、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円以下の法人に限る）
〔対象設備〕
ハイブリット自動車（乗用車を除く）、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、急速充電設備

事業所税（地方税（市町村税））

- ・一般乗合旅客自動車運送事業が本来事業の用に供する施設で事業所以外の施設は非課税

- 名 称** 公益社団法人 日本バス協会
- 所 在 地** 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル9階
電話 03 (3216) 4011 FAX 03 (3216) 4016 URL <http://www.bus.or.jp>
- 設 立** 昭和23年7月24日
- 目 的** 旅客自動車運送事業の公益性にかんがみ、地域交通及び地域間交通における輸送サービスの改善と充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与し、かつ、バス事業の適正な運営及び健全な発展の促進に努め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
- 事 業** (1) 旅客自動車運送事業の調査、研究、統計及び知識の普及に関する事業
(2) 輸送の安全・環境に係る普及啓発に関する事業
(3) バス輸送改善の推進に関する事業
(4) 貸切バス事業者の安全性等に関する認定業務
(5) 旅客自動車運送事業の経営基盤の安定を確保するための事業
(6) バス事業に関する広報業務
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 年間予算額** 8億1千7百万円(平成29年度)
(1) 一般勘定2億8千5百万円
(2) 交付金勘定4億2千8百万円
(3) 安全性評価認定事業勘定1億4百万円
- 会 員** (1) 普通会員
①バス事業者で日本バス協会の会員たる都道府県バス協会に加入した者———2,421事業者
〔うち民営事業者2,399事業者 公営事業者22事業者〕
- | | | |
|----------|-------|--|
| 乗合専業者 | 65 | 乗合車両数 59,162両
貸切車両数 37,006両
特定車両数 2,778両 |
| 貸切専業者 | 1,564 | |
| 乗合・貸切兼業者 | 781 | |
| 特定事業者 | 6 | |
- ②都道府県バス協会———47協会
- (2) 賛助会員
18事業者

〔事業者数(会員数)は、平成29年8月現在〕



VI 日本バス協会の主要事業

1 業 務

■バス事業関係諸制度及び生活路線維持方策への対応

- ◎ 交通政策基本法に基づく交通政策基本計画の審議について、バス事業の役割やその維持改善についての基本的考え方が盛り込まれ、国、地方自治体との連携のもとでバスの役割を適切に果たすことができるように努めます。
- ◎ 改正道路運送法の運用状況の把握に努め、事例の情報提供を行い、必要に応じ業界の意見をとりまとめ関係行政機関に働きかけを行います。
- ◎ 生活路線の維持方策について、業界の意見が反映されるよう実態を把握し、補助制度等について検討を行うとともに軽油価格の動向については引き続き注視して、必要に応じ、関係機関に働きかけるなど、適切に対応します。
- ◎ 貸切バスの新たな運賃・料金制度については、旅行業者、地方自治体へ周知し、理解促進を図り、運賃の適正收受による安全の確保や健全な経営基盤の確立を図ります。

■輸送環境及び輸送サービスの改善

- ◎ 都市部におけるバスの走行環境の改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム、公共交通機関支援事業などバス優先対策の拡充について、関係行政機関に働きかけ、その実現に努めます。
- ◎ 交通需要マネジメント等都市交通改善のための総合的な対策の拡充について、関係行政機関に働きかけ、その実現に努めます。

■高速乗合バス及び貸切バス振興策の推進

- ◎ 東日本、中日本及び西日本高速道路（株）と協調して、引き続き、高速道路における諸問題の解決に努めます。
- ◎ 平成 28 年に開業したバスタ新宿と同様に、都市部における高速バスターミナルの諸問題を検討し、地域活性化に貢献するバスターミナル整備の促進について関係行政機関等に働きかけ、その実現に努めます。
- ◎ 貸切バス適正化事業について、国土交通省、貸切バス適正化機関等との連携の下で、事業の円滑な推進を図ります。
- ◎ 貸切バス事業者安全性評価認定を行ない、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくし、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図っています。

2 安全・環境

■安全輸送対策の確立

- ◎ 国土交通省が提言した「事業用自動車総合安全プラン 2020」を踏まえて策定した「バス事業の総合安全プラン 2020」に取り組み、交通事故の防止に努めます。
- ◎ 事故報告・行政処分・運行管理者等の各制度や通達等、バス事業における安全関係の諸施策について周知等を図ります。
- ◎ 飲酒運転、危険ドラッグの使用の根絶に向けて、防止対策の周知徹底や啓発活動について積極的に推進します。
- ◎ バスジャック・テロ対策等の危機管理対策に万全を期するよう、各般の対応を促進します。
- ◎ 国の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき定められた安全規制の強化等の対策について、会員事業者に対する周知に努め、着実な実施を図ります。
- ◎ 運輸安全マネジメントについて、確実な取り組みができるよう努めます。
- ◎ 車内事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施し、安全運行の徹底を図ります。
- ◎ 運転者の健康に起因する事故を防止するため、各種対策に取り組みます。
- ◎ 大規模な地震等災害に対処するため、危機管理・安全防災対策の周知徹底を図ります。
- ◎ 運転中における携帯電話・スマートフォンの使用防止対策の周知徹底を図ります。

■環境施策の推進

- ◎ 地球温暖化ガスの削減や大気環境改善のため、「バス事業における低炭素社会実行計画」に基づく対策を推進します。
- ◎ 「バスの環境対策強化期間」を継続して実施し、国の「自動車点検整備推進運動」と併せて、エコドライブの推進に努めます。
- ◎ ハイブリッドバス、CNGバス等の導入に対する運輸事業振興助成交付金による助成制度等の活用により、環境対応車の普及を促進します。

■交通バリアフリーへの対応

- ◎ バリアフリー法に基づく移動円滑化の進展に努めます。
- ◎ 国の認定した「標準仕様ノンステップバス」の普及促進を図ります。

3 労働

■労働問題への対応

- ◎ 賃金、退職金、労働時間等労働条件について調査研究を行うとともに、適切な労務管理実施のための協力活動と労使交渉に関する情報・連絡活動を行います。
- ◎ 運転者の年間総実労働時間の短縮及び改善基準告示の遵守についての指導に努めます。
- ◎ SAS（睡眠時無呼吸症候群）、メンタルヘルス等、労務管理に係る新たな課題についての研究を進めます。
- ◎ 政府において検討が進められている働き方改革実行計画に対応して参ります。
- ◎ バス運転者不足に対応するため、運転者確保のための各種対策を進めます。

4 交付金事業

■交付金制度について

- ◎ 昭和51年度に、軽油引取税が約30%引き上げられた際、営業用のバス・トラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、これら公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保を図る目的のため、引き上げ分の2分の1相当分を、都道府県から都道府県バス協会等に交付することにより創設されたものです。

なお、制度の透明性の向上及び交付基準額の確実な交付を確保するため、平成23年8月30日に「運輸事業の振興の助成に関する法律」（平成23年法律第101号）が交付、9月30日に施行され法律に基づく交付金措置が講じられました。

日本バス協会では、都道府県バス協会から出捐を受けた運輸事業振興助成交付金等を原資として、バス事業に課せられる公共的使命を果たし、社会的責任を遂行するバス事業を支援するため、次の事業を行っています。

また、平成24年度から中央出捐を中止し、各都道府県バス協会において、それぞれ都道府県バス協会事業（以下「地方事業」という。）の充実を図って行くこととしました。

■交付金制度の各種支援

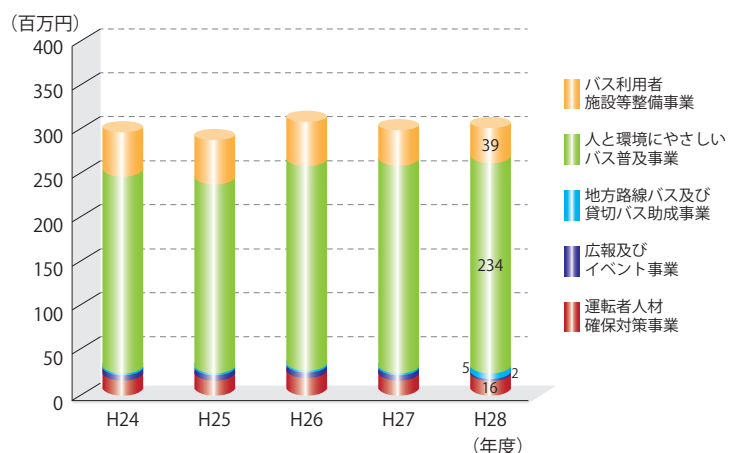
- ◎ 中央事業（日本バス協会の事業）

バス事業者及び都道府県バス協会が実施するバス輸送改善推進事業について、助成金を交付し、事業の推進を図るとともに、バス事業者の資金調達の円滑化を図るため、バス車両購入資金、施設整備資金等について、融資斡旋・利子補給事業を行っています。

1. バス輸送改善推進事業（平成29年度）

利用者のニーズの多様化・高度化に対応した輸送環境改善に資するための施設整備事業等を推進するため、都道府県バス協会及び会員事業者に対し、その資金の一部を助成するものです。

バス輸送改善推進事業推移表



(1) バス利用者施設等整備事業

ICカードシステム、バスターミナル整備、バスロケーションシステム、バス走行環境改善システム（PTPS等）、交通システム対策（パークアンドバスライド等）

(2) 人と環境にやさしいバス普及事業（新車導入助成）

- ①環境にやさしいバス・安全なバス（ハイブリッドバス・CNGバス・衝突被害軽減ブレーキ装備車等）
- ②人にやさしいバス（ノンステップバス・リフト付バス・低床スロープ付バス）

(3) 地方路線バス及び貸切バス助成事業（中古車導入助成）

(4) バス利用安全促進広報事業

(5) 運転者人材確保対策事業

- ①バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業
- ②運転者人材確保のための取組事例に対する助成事業

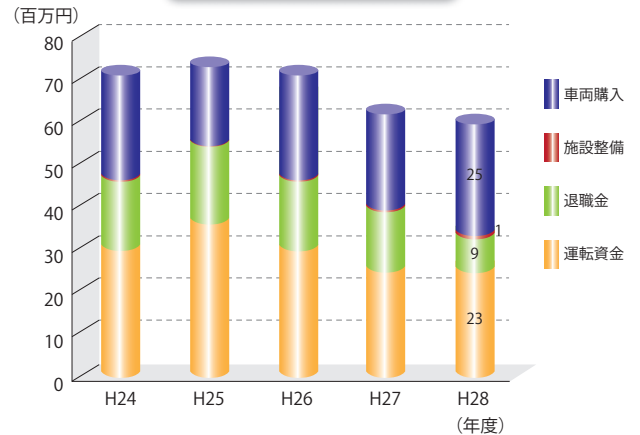
2. 利子補給事業（平成29年度）

会員事業者が金融機関より融資を受けた場合に利子の一部を助成するものです。

利子補給率は、次のとおりです。

- ・バス車両購入資金 0.6%
- ・施設整備資金 0.5%
- ・退職金支払資金 0.5%
- ・運転資金 0.4%
- ・災害等特別融資 1.0%

利子補給事業推移表



◎ 地方事業（都道府県バス協会の事業）

都道府県バス協会は、バス輸送改善推進を図るとともに、バス事業者に対し、施設整備及び輸送サービス改善事業等の助成を行い、利用者へのサービス向上及びバス事業の振興を図ります。



5 広報

■広報事業

◎ 当協会ホームページ、メールマガジン、バス月報及び日本のバス事業等を活用して、バスに関する広汎な情報提供を行います。

◎ 昭和62年11月全国バス事業者大会において、バス創業（明治36年9月20日、京都市堀川において“二井商会”がバス事業を営業一わが国における最初のバス事業一）の日に因んで毎年9月20日を「バスの日」に設定。

「バスの日」には、広く一般にバスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうため、全国の路線バスにポスターを掲示したり、各地イベントのプレスリリースを行う等、積極的に広報します。



バスの日ポスター



日バスホームページ



日本のバス事業

貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社により安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としています。



「SAFETY BUS」
(セーフティバス) マーク

このステッカーは、バスを利用されるお客様が安心してバスを選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。バス車両に掲示されています。

● 申請書類等は、日本バス協会で受け付け、書類審査及び訪問審査を行い、貸切バス事業者安全性評価認定委員会で公平に評価されます。委員会は学識経験者、有識者、国土交通省及び日本バス協会で構成されています。

● 「法令遵守事項」「安全性に対する取り組み」「事故及び行政処分の状況」「運輸安全マネジメント状況」の4つのテーマに、計76項目の厳しい評価によって、認定要件をクリアした事業者が安全性評価認定事業者として認定されます。

● 参考

平成29年10月4日現在 認定事業者

- ・認定事業者数 1,436者 (約54.8%)
- ・認定事業者の車両数 28,850両 (約73.0%)

()内は会員貸切バス事業者数、車両数に対する割合

※ 日本バス協会及び国土交通省のホームページで閲覧可能

協 会	〒	所 在 地	TEL	FAX
(一社) 北海道バス協会	060-0001	札幌市中央区北1条西19-2	011-621-4161	011-621-1566
(公社) 青森県バス協会	030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0571	017-739-0573
(公社) 岩手県バス協会	020-0878	盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸(株)ビル4階	019-651-0680	019-651-0740
(公社) 宮城県バス協会	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1-2 猪股ビル3階	022-295-9894	022-295-9896
(公社) 福島県バス協会	960-8165	福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-1478	024-546-1473
(公社) 秋田県バス協会	010-0962	秋田市八橋大畑2-12-55 秋田県自動車会議所2階	018-863-5349	018-864-4549
(一社) 山形県バス協会	990-2161	山形市大字漆山字行段1422	023-686-6135	023-686-6168
(一社) 茨城県バス協会	310-0913	水戸市見川町2440-1 茨城県トラック総合会館1階	029-306-8700	029-303-8701
(一社) 栃木県バス協会	321-0169	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622	028-658-2923
(一社) 群馬県バス協会	379-2166	前橋市野中町588	027-261-2072	027-261-5537
(一社) 埼玉県バス協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-2-15 埼玉県交通会館内	048-824-5539	048-831-5416
(一社) 千葉県バス協会	261-0002	千葉市美浜区新港212-2	043-246-8151	043-241-0548
(一社) 東京バス協会	151-0061	渋谷区初台1-34-14 初台TNビル1階	03-3379-2441	03-3378-9970
(一社) 神奈川県バス協会	222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館4階	045-548-3521	045-472-8008
(一社) 山梨県バス協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1201	055-262-1202
(公社) 新潟県バス協会	950-0088	新潟市中央区万代1-6-1 新潟交通(株)本社ビル内	025-247-8131	025-243-9793
(公社) 長野県バス協会	380-0935	長野市大字中御所鶴田560-4	026-226-3288	026-226-3654
(公社) 富山県バス協会	930-0992	富山市新庄町字馬場24-2 富山県自動車会館	076-424-9317	076-492-3168
(公社) 石川県バス協会	921-8011	金沢市入江3-160 石川県自動車会館	076-291-0197	076-292-1624
(公社) 福井県バス協会	918-8023	福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1730	0776-34-1748
(公社) 岐阜県バス協会	501-6133	岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館5階	058-279-3700	058-279-3709
(一社) 静岡県バス協会	420-0031	静岡市葵区呉服町1-20 呉服町タワー2階	054-255-9281	054-251-5305
(公社) 愛知県バス協会	466-8558	名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-613-8133	052-613-8143
(公社) 三重県バス協会	514-0303	津市雲出長常町1190-1	059-234-1101	059-234-0616
(一社) 滋賀県バス協会	524-0104	守山市木浜町2298-4 グリーンルーフ2階	077-585-8333	077-585-8335
(一社) 京都府バス協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6517	075-681-9499
(一社) 大阪バス協会	530-0004	大阪市北区堂島浜2-1-25 中央電気倶楽部	06-6341-8006	06-6348-9500
(公社) 兵庫県バス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-8	078-391-0543	078-331-2495
(公社) 奈良県バス協会	630-8244	奈良市三条町511-3 奈良交通第2ビル5階	0742-25-2110	0742-23-0208
(公社) 和歌山県バス協会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-8090	073-433-4049
(一社) 鳥取県バス協会	680-0006	鳥取市丸山町246-10	0857-22-2724	0857-22-2726
(一社) 島根県旅客自動車協会	690-0024	松江市馬潟町64-3	0852-37-0334	0852-37-1158
(公社) 岡山県バス協会	701-1133	岡山市北区富吉5301-8 (株)岡山県自動車会館2階	086-259-5582	086-259-5506
(公社) 広島県バス協会	732-0056	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	082-261-3238	082-261-1743
(公社) 山口県バス協会	753-0821	山口市葵1-5-58	083-922-5031	083-925-8242
(一社) 徳島県バス協会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-6	088-641-3617	088-641-3627
(一社) 香川県バス協会	760-0021	高松市西の丸町1-26 大川バスビル3階	087-851-2320	087-821-6161
(一社) 愛媛県バス協会	790-0067	松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル2階	089-931-4094	089-931-5054
(一社) 高知県バス協会	781-5103	高知市大津乙1879-9	088-866-0505	088-866-0506
(一社) 福岡県バス協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-10-17 陸運会館5階	092-431-9704	092-452-3761
(一社) 佐賀県バス・タクシー協会	849-0928	佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341	0952-31-2342
(一社) 長崎県バス協会	850-0032	長崎市興善町4-6	095-822-9018	095-826-6411
(一社) 熊本県バス協会	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694	096-352-9670
(一社) 大分県バス協会	870-0907	大分市大津町3-4-13 大分県交通会館3階	097-558-3946	097-558-0308
(一社) 宮崎県バス協会	880-0902	宮崎市大淀4-5-3 南宮崎駅前ビル1号館3階	0985-51-0158	0985-51-0159
(公社) 鹿児島県バス協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町12-12 第2岩崎ビル5階	099-252-8670	099-252-8674
(一社) 沖縄県バス協会	900-0015	那覇市久茂地1-2-28 よなみねビル3階	098-867-2316	098-863-5926

9月20日はバスの日

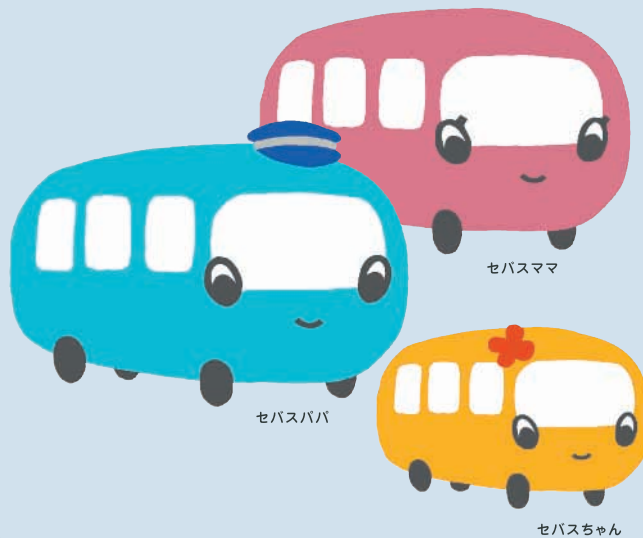
明治36年（1903年）9月20日

京都市（堀川中立売^{なかたちうり}～七条～祇園間）において

二井^{にい}商会在がバス事業営業

（蒸気自動車を改造 6人乗り 幌なしの車両）

セバスファミリー



公益社団法人日本バス協会のキャラクターです。

公益社団法人 日本バス協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1（新国際ビル9階）

TEL 03-3216-4011 FAX 03-3216-4016

URL <http://www.bus.or.jp>

※本冊子は日本バス協会ホームページに掲載しております。（http://www.bus.or.jp/about/pdf/h29_nba_brochure.pdf）